別紙２

 小郡市暴力団等排除条例に関する誓約書

 平成　　年　　月　　日

小郡市長　殿

 　　　　　　　　　所 在 地

 　　　申請者

 　　　　　　　　　名　　称

 　　　　　　　　　代表者名 印

 　　　　　　　　　住　　所

申請者並びに申請者の役員（代表者を含む。）、管理者及び当該事業所に勤務する者（以下「役員等」という。）は、小郡市暴力団等排除条例第２条第１号に規定する暴力団等ではなく、又は暴力団等の活動に利する恐れのある場合や暴力団等との取引関係がないことを誓約します。

また、将来にわたっても該当しないことを誓約いたします。

記

【小郡市暴力団等排除条例】

(目的)

第１条　この条例は、暴力団等が市民等の生活や社会経済活動に介入し、暴力又はこれを背景とした資金獲得活動等によって多大な脅威を与えている現状にかんがみ、暴力団等の排除に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、相互に連携し、又は協力を図りながら暴力団等の排除を推進することにより、もって市民等の安全で平穏な生活を確保し、健全な社会経済活動の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

 (1)　暴力団等　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)及び同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

 (2)　市民等　市民及び市内で事業を営む事業者(以下「事業者」という。)をいう。

(基本理念)

第３条　暴力団等の排除は、市及び市民等が、暴力団等が市民等の生活や社会経済活動に多大な脅威を与える存在であることを認識した上で、暴力団等との交際を厳に慎むとともに、暴力団等の利用及び暴力団等への協力を行わないことを基本として、市及び市民等が相互に連携し、又は協力して推進しなければならない。

(市民等の役割)

第５条　市民等は、暴力団等の排除のための活動に自主的に、かつ、相互に連携し、又は協力を図って取り

組むとともに、市が実施する暴力団等の排除に関する施策に協力するものとする。

２　市民等は、暴力団等による暴力又はこれを背景とした資金獲得活動等に関する情報を知り得たときは、市、警察署その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

 (暴力団等の威力を利用することの禁止)

第８条　市又は市民等は、債権の回収又は紛争の解決等に関して暴力団等を利用し、暴力団等と関係があることを認識させて相手を威圧し、その他の暴力団等の威力を利用する行為を行ってはならない。

(暴力団等への利益の供与の禁止)

第９条　市又は市民等は、暴力団等又は暴力団等が指定した者に対して金品その他の財産上の利益の供与をしてはならない。

２　事業者は、その事業活動において、暴力団等に対し不当に優先的な取扱いをしてはならない。

|  |
| --- |
| 役　員　等　名　簿 |
| （ふりがな）氏 名 | 生 年 月 日 | 住　　　　　所 | 押印 |
| 役職名・呼称 | TEL | FAX |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |
|  |  |  |  |
|  | ( ) | ( ) |

備考　当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入・押印してください。